

ニッポンの暦・年齢・干支

明治の改暦

旧暦明治5年12月3日が、新暦明治6年1月1日と改定された。前者は太陰太陽暦で、後者が太陽暦です。旧暦明治5年(1972年)の12月3日の約1か月前、或る日突然、お上から「明治5年12月3日が明治6年1月1日になる」と言われた(太政官布告)。庶民は驚いたに違いなく、混乱した、いや、庶民は無視したかも知れない。法律ができて庶民の意識は簡単に変わらない。

改暦の理由の一説として、「旧暦だと3~4年に一度、閏月が来る。太陽暦だと1か月分の給料を払わなくていい。明治6年は旧暦のままだと閏月がある。明治政府は財政が逼迫しており、太陽暦なら明治5年は1か月分給料支払が減るし、明治6年は1か月分増えず、2か月分お得・・・として、太陽暦を採用した」というのがあります。もっとも、西洋基準の太陽暦にする方針があり、この理由付けは単に後押しのためでしょう。

さて、時を経た現在の日本、旧正月は意識から消え去ったが、アジアは今でも行事は旧暦に拠っている。本来なら、七夕も旧暦で8月7日近辺になる。日本の7月7日だと「梅雨」で天の川が見られない。桃の節句、端午の節句も同じ。新暦3月3日が桃の節句では、桃の花は時季外れで入手困難。花屋では「無い物ねだりをする現代人」と嘆く。一方「お盆」は旧暦8月13~15日のまま。

年齢の唱え方

暦の次に、政府は、年齢の唱え方を変えました。この観点で法律を見ると面白い。人の年齢を表すとき、普通は「歳」を使いますが、法律では「歳」も「年」も使っています。例えば、民法4条は「年齢二十歳をもって、成年とする。」ですが、刑事訴訟法472条2号だと「年齢七十年以上であるとき」。意外と不統一です。

一方で、「年齢のとなえ方に関する法律」(1950年1月1日施行)というのがあります。

「この法律施行の日以後、国民は、年齢を



山下 輝年

ACPF 副理事長・事務局長

(元 UNAFEI 所長・元最高検検事)

数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律(明治三十五年法律第五十号)の規定により算定した年数(一年に達しないときは、月数)によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。」

さらに、

「国又は地方公共団体の機関が年齢を言い表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。」

とある(法律条文では拗音・促音表記はしていなかった)。そこに「歳」の文字は全くない。「年」を使うのは「年数で言い表せ」の「年」に固執しているのかもしれませんが、この法律は「数え年」ではなく「満年齢」で呼ぼうという意味しかなく、「歳」を使わず「年」を使おう、とは言っていないと思うのです。

さて、そこに引用される明治35年(1902年)の法律には「年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス」とあります。生まれた瞬間はゼロ歳で、次の誕生日前日の24時満了で1歳。これが満年齢。しかし、数え年では、生まれた瞬間に1歳、そして正月に2歳。明治中期までは数え年が当然で、この正月も本来は旧正月。これが国際標準に合致せず、1902年に満年齢にする法律ができたのでしょう。しかし、法律は変わっても庶民は変わりません。かつての高齢者は、戦後の1960年代頃までは「数えで〇〇歳」という言い方をしていましたが、今ではこれも消え失せました。

この世に存在するものをゼロ＝無、とする発想は人間社会にはない。西暦とてゼロ年はなく、この点では数え年が理屈に合うのです。それを補うのが生後〇か月という呼び方。そうは言っても、年末に生まれ、正月で2歳というのも変です。生まれて1歳、次の誕生日で2歳、という数え方が良いのですが、今更どうしようもありません。

このように、年齢の数え方を法律で決めるぐらいですから、異なる文化の人には、その数え方から確かめないと、間違ふことになります。

干支の変わり目

改暦で年中行事に無意識の影響が残り、年齢で法律が「歳」と「年」の両刀使いをするなら、次は「干支」のニッポン流と本流の話です。

干支は、例えば年齢を偽っているかどうかを確かめる手段として使われることがあります。他人の生年は覚えられても干支は咄嗟には正確に出てこない。この辺りは佐藤優著「国家の罟」にも一光景として出てきます。

もっとも現代日本人は、太陽暦の1月1日を基準にして干支が変わると思っているが、十干十二支は月を基準とした太陰暦と切り離せない仲。ならば旧暦・旧正月を基準に考えるが筋。旧正月は年によって太陽暦の1月中旬から2月中旬まで動きます。この時期に生まれた人は、「本来」の干支と違う可能性が大で、干支による占いもずれる。差し詰め今年「丑年」で1月～2月中旬が誕生日の方は、生年の旧暦を調べて正しい干支を把握しましょう。占いの運勢が変わるでしょう。

ところで、干支で年齢の偽りを見抜く手法については、お互いに「現代日本人」だから通用することです。西洋人に通用しないのは当然ですが、日本人とそれ以外のアジア人だったらどうでしょうか。おそらく旧暦つまり旧正月の観念が色濃く残っているので、彼らの干支は旧正月を境にして変わるはずで、日本人だけが特殊で、その特殊さを自覚せずして、日本基準が当然だと思い込み、相手もそうであろうと考えると思わぬ落とし穴になり、誤解の原因となります。

再び条文表記

年齢の唱え方で、条文は案外不統一なことに触れましたが、最後にもう一つ。

例えば、上訴期間について、民事訴訟法と刑事訴訟法で異なる表記になっているのは御存知でしょうか。控訴期間で示します。

民事訴訟法 285 条本文

「控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。」

刑事訴訟法 373 条

「控訴の提起期間は、十四日とする。」

「2週間」と「14日」。実質的な日数は同じですが、表記が違います。何故にこのような違いになっているのか、私なりに考えて、確たる根拠はないものの、ここに記しておきます。

明治初期は「週」という概念がそもそもなかった。「旬」はありました。暦は1日から30日までを羅列した1か月単位です。「週」の概念は西洋からやってきた。日本では、刑事訴訟法の前身の治罪法（明治13年＝1880年）等の刑事法系が先にでき、民事訴訟法は明治23年（1890年）で民法は更に遅れて明治29年にできた。つまり民事法系誕生時には「週」概念がそれなりに広まっていたのではないかという推理（憶測）です。

渋沢栄一著「論語と算盤」には、秀吉が備中で本能寺の変を知り戻るまでの日数につき「僅か十三日、只今の言葉で申せば二週間以内のこと」と出てくる。この初版本が大正5年（1916年）で、折にふれた講演録を編集したのだから、1900年前後の意識かと思われ。その当時「只今の言葉で申せば」となっており、我田引水ですが、説明根拠としておきます。

但し、当初の刑事訴訟法系は仏法、民事訴訟法系は独法を基本にしていたので、単に翻訳原典の違いが原因かも知れません。一旦できると継続性から変更されないのは珍しくはない。

このように見てくると、現代ニッポンが「ごちゃ混ぜ」の世界に身を置いているのに、それを余り自覚していないことが分かるのです。（以上）